

行政サービス

今日の日曜窓口

〔日時〕11月26日(日)午前9時～午後1時

〔開設窓口〕市民課・課税課・収納課・保険年金課・社会福祉課・高齢福祉課・児童福祉課
※取扱業務や必要書類等は、事前に担当課にご確認ください。

年末調整等説明会

〔日時〕11月13日(月)午後1時30分～3時30分

〔会場〕中央公民館
〔対象〕法人および個人事業主の事務担当者
※車での来場はご遠慮ください。

〔問い合わせ〕課税課または武蔵府中税務署 ☎042(362)4711

11月は「児童虐待防止推進月間」です

虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に大変深刻な影響を及ぼします。そのため、早期に発見し適切に対応することが重要です。

「虐待を受けているのでは」と疑われる児童を発見した方は、ご連絡ください。

〔問い合わせ〕児童福祉課または子ども家庭支援センター ☎(5438)6606

特別障害者手当等を支給します

〔種類〕▽特別障害者手当▽障害児福祉手当▽福祉手当(経過)

措置

〔入金日〕11月10日(金)

※次のいずれかに該当する場合は必ず届け出をしてください。
〔特別障害者手当〕▽3カ月以上入院したとき▽施設に入所したとき

〔障害児福祉手当〕▽施設に入所したとき▽障害基礎年金等を受けようになったとき
※届け出の遅れにより支払われた手当は、返還していただくこととなります。

〔問い合わせ〕社会福祉課

オール東京市町村喫煙マナーアップキャンペーンの心に喫煙マナー

〔日時〕11月12日(日)午前10時30分～正午

〔会場〕市役所前市民ひろば
〔問い合わせ〕環境改善課

年末公的資金融資相談会

無担保、無保証人、保証協会の保証不要なマル経融資等、低利で使いやすい公的資金の相談会を実施します。

〔日時〕11月15日(水)午前10時～正午▽午後1時30分～4時▽夜間の部7時～9時

〔申し込み・問い合わせ〕狛江市商工会 ☎(3489)0178

全国一斉「女性の権利強化週間」

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・

ハラスメントおよびストーカー行為といった女性をめぐる各種の人権問題の解決に当たるため、法務省では「女性の権利強化週間」を設置しています。

このたび、より広く周知するため、全国一斉「女性の権利強化週間」強化週間を通じて、女性の権利強化を行います。

〔日時〕11月13日(月)～19日(日)午前8時30分～午後7時30分(土・日曜日は午前10時～午後5時)

〔相談電話番号〕☎0570(070)810

〔相談担当者〕人権擁護委員および法務局職員

〔問い合わせ〕東京法務局人権擁護部内東京都人権擁護委員連合会事務局 ☎(5689)0512

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象になります。

確定申告等で社会保険料控除として申告する場合には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務付けられています。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。

このため、10月2日(月)までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月2日(月)以降に追加で納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

〔問い合わせ〕専用コールセンター ☎0570(00)9911

扶養親族等申告書が送付されました

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される年金は、「雑所得」として所得税が課されます(障害、死亡を支給事由とする年金は除く)。

社会保険庁では、公的年金等から所得税を源泉徴収する際に、基礎控除や扶養控除などの各種控除を行うため、扶養親族等申告書を10月下旬に送付しています。

扶養親族等申告書を提出しない場合は各種控除が受けられず、扶養親族等申告書を提出した場合に比べて多くの所得税が源泉徴収されますので、忘れずに提出してください。

〔問い合わせ〕ねんきんダイヤル ☎0570(07)1165

年金受給者の方の現況確認方法が変わります

年金を受ける権利の有無の確認については、毎年、誕生月に社会保険庁社会業務センターから送付される現況届によって行っています。12月生まれの方からは住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより現況届の提出が不要になります。

ただし、次の方は引き続き現況届の提出が必要となります。▽社会保険庁に届け出されてい

る住所が住民票上の住所と異なる場合
▽社会保険庁に住所変更等が提出されていない場合
▽外国籍(外国人登録)の方および外国にお住まいの方の場合
また、加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要の方は「生計維持確認届」の提出も引き続き必要となります。

り扱う作業に従事して退職した方に、無料で健康診断を実施します。

〔受付期間〕11月17日(金)まで
〔申請・健診会場〕左表のとおり※事前に申請が必要です。

〔対象〕次のすべての項目に該当している方
▽従事していた作業が特定できること
▽初回暴露から10年以上経過していること

▽以前石綿作業に従事していた事業場が廃業や倒産、退職者に対する健康診断を拒否等の理由で石綿健康診断を受診できない状況にあること

過去に石綿を製造、または取り扱った方
▽石綿に係る健康管理手帳を所持していること

石綿(アスベスト)特別健康診断を実施します
〔問い合わせ〕ねんきんダイヤル ☎0570(07)1165

■石綿(アスベスト)による健康被害に対する特別健康診断事業申請・健診会場一覧

名称	所在地	電話番号	1次健診	2次健診
(医社)こころとからだの元気プラザ	千代田区飯田橋3-6-5	(5210)6666	○	○
(財)健康医学協会霞ヶ関ビル診療所	千代田区霞ヶ関3-2-5 霞ヶ関ビル12階	(3581)6031	○	○
(医財)福音医療会	千代田区神田小川町1-5-1 神田御幸ビル	(5283)8119	○	○
(財)健康医学協会	千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニ タワー2階	(3239)0015	○	○
(医財)南葛勤医協 芝病院	港区新橋6-19-21	(3432)8705	○	○
(財)東京都予防医学協会	新宿区市ヶ谷砂土原町1-2 保健会館	(3269)1121	○	○
(財)労働医学研究所	文京区大塚3-5-2	(3946)6651	○	○
(医社)同友会	文京区西片1-15-10	(3816)2250	○	○
(財)日本予防医学協会	江東区毛利1-19-10 江間忠錦糸町ビル	(3635)1214	○	○
(財)全日本労働福祉協会	品川区旗の台6-16-11	(3783)9411	○	○
(医社)進興会 進興クリニック	品川区平塚2-18-19	(5408)8181	○	○
(財)産業保健協会	大田区多摩川1-3-18	(5482)0801	○	○
(医社)松英会	大田区中馬込1-5-8	(3773)6771	○	○
(財)愛世会 愛誠病院	板橋区加賀1-3-1	(3961)5125	○	○
(社)労働保健協会	板橋区南町9-11	(3530)2131	○	○
(医財)京映会 京橋健診センター	江戸川区東瑞江1-27-5	(3677)8121	○	○
中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター	港区芝5-35-2 安全衛生総合会館	(3452)3976	○	○

有していないこと
※申請された方全員が受診できるとは限りません。

〔問い合わせ〕東京労働局労働衛生課 ☎(3814)5317

「東京都景観計画(素案)」を公表し、意見を募集しています

東京都では、景観計画の策定に都民の意見を反映させるため、インターネットによる計画(素案)の公表および意見募集をしています。

詳細は、東京都都市整備局ホームページ <http://www.tos.hisei.metro.tokyo.jp/> または東京都都市整備局および多摩建築指導事務所の窓口をご覧ください。

〔意見募集期間〕11月30日(木)まで

〔問い合わせ〕東京都都市整備局市街地企画課 ☎(5388)3265

審議会等の公開

第5回「音楽の街・狛江」構想策定委員会

〔日時〕11月1日(水)午後7時から

〔会場〕502・503会議室

〔問い合わせ〕市民協働課

狛江市介護保険推進市民協議会

〔日時〕11月7日(火)午後6時30分から

〔会場〕502・503会議室

〔問い合わせ〕高齢福祉課